

財務省告示第三百七十六号

省令第三十号（第六条第一項の規定に基づき、平成十六年八月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十六年八月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	募集の行日	集約の価格	利率
利付国庫債券（二十年）（第二百二十三回）	平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に	関する法律（平成十六年法律第二十二号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額	千二百億千二百万円	千二百億千二百万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年八月二十日	年・二パーセント	平成一七年二月二十日
<p>が金額を休業日に当たるときは、銀行を次払う。ただし、期</p>											

十 八	十 七	十 六	十 五	十 四		十 三
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子

平 成 十 六 年 八 月 二 十 日	六 年 八 月 十 六 日 ま で	平 成 十 六 年 八 月 三 日 か ら 平 成 十	日 本 銀 行	日 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 十 八 年 八 月 二 十 日	利 子 を 支 払 う 。	て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る	を、 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お い	毎 年 二 月 二 十 日 及 び 八 月 二 十 日
--	---	--	------------------	--	--	---------------------------------	--	---	--

盛岡貯蓄
 $\times \frac{0.2}{100} \times 1$

その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。）